

平成26年12月審査分から特別医療費支給事務の流れが変わります！

平成26年10月 鳥取県福祉保健部障がい福祉課

鳥取県における「柔道整復に係る特別医療費の支給手続き」について、平成26年12月審査分から以下の取扱いに統一することとしました。

ポイント① 請求様式を「柔道整復施術療養費支給申請書」に統一します。

医療保険の申請書と基本的に同じものですので、書類作成の手間が軽減されます。
以下鳥取県では、「特別医療費支給申請書」と呼びます。(注1)

ポイント② すべての柔道整復師に県国保連の審査を受けていただきます。

審査から支払までの流れがよりスムーズになることが期待できます。(注2)

注1) 障がい福祉課HPに用意する特別医療費支給申請書をご使用ください。一部記載方法が異なりますので、別紙をよくご確認の上作成してください。

注2) 原則26年11月施術分からとなりますが、それ以前の月の請求をする場合も、12月以降は市町村でなく、鳥取県国民健康保険団体連合会(以下「県国保連」)へ特別医療費支給申請書を提出してください。

<事務の流れ>

- ① 患者さんは、市町村から交付された特別医療費受給資格証を提示し、施術を依頼する。
- ② 柔道整復師は、患者さんに施術を行う。
- ③ 患者さんは、柔道整復師に特別医療費の受領を委任し、一部負担金があれば支払う。
- ④ 柔道整復師は、県国保連へ特別医療費支給申請書(正式名称:柔道整復施術療養費支給申請書(鳥取県特別医療費助成用))、特別医療費支給申請書総括表を提出する。
注3) (公社)鳥取県柔道整復師会の会員は、従来どおり社団経由で提出してください。
注4) 県国保連の審査に必要ですので、必ず総括表も提出をお願いします。

【提出先】〒680-0061鳥取市立川町6-176鳥取県東部庁舎5階

鳥取県国民健康保険団体連合会 審査管理課 (電話:0857-20-3685)

- ⑤ 県国保連は、提出された特別医療費支給申請書の審査を行う。
注5) 申請に不備等があれば、返戻される場合があります。
- ⑥ 県国保連は、市町村に特別医療費を請求し、市町村は、県国保連へ支払う。
- ⑦ 県国保連は、柔道整復師へ特別医療費を支払う。

<イメージ図>

